

平成19年第3回 福島町議会定例会

議会提出議案説明資料

発議第1号関係

○福島町政務調査費の交付に関する条例の一部改正について …… 1 P

発議第 1 号関係

福島町政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

1. 提案の理由

福島町政務調査費の交付に関する条例が平成 19 年 9 月 1 日に施行されました。

選挙後からの適用に係る文言の整理及び任期の最終の年度(4月から8月)には交付しないこととする条文の追加をいたく、このことに伴い、福島町政務調査費の交付に関する条例の一部を改正するものです。

2. 改正の主な内容

(1) 政務調査費

第 3 条第 3 項に任期の最終年度の 4 月から 8 月の 5 ヶ月については、交付しないこととする条項の追加による改正をするものです。

(2) 交付申請、交付請求及び交付方法

条文中に補欠選挙との文言を、選挙によりとの整理により改正をするものです。

3. 施行期日 平成 19 年 9 月 1 日から適用する。